

優良住宅新築認定事務に関する規則及び優良宅地造成認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十号

優良住宅新築認定事務に関する規則及び優良宅地造成認定事務に関する規則の

一部を改正する規則

(優良住宅新築認定事務に関する規則の一部改正)

第一条 優良住宅新築認定事務に関する規則(昭和四十九年広島県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条から第三条までの規定中「第三十一条の二第二項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

(優良宅地造成認定事務に関する規則の一部改正)

第二条 優良宅地造成認定事務に関する規則(昭和四十九年広島県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第四号から別記様式第六号までの様式中 租税特別措置法

第28条の4第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第15号ハ及

「第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第14号ハ
第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ
第68条の69第3項第5号イ」

「第62条の3第4項第15号ハ」を 租税特別措置法

に改

附 則

この規則は、公布の日から施行する。